

平成30年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成30年5月11日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時37分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
	13番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	3番	井上 雅夫		4番	庄倉 三保子	
出席吏員	事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝 産業課課長補佐 桑名俊成					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2) 農地復元完了届について
その他	(1) 平成30年度視察研修について (2) 平成30年度第3回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成30年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は欠席者はおられません。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からの

		ご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	～省略～
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、3 番 井上雅夫委員、4 番 庄倉三保子委員、書記につきましては田邊操枝事務員をお願いします。
議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 4 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 4 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 合計：田 1 筆 m ² 用途：太陽光発電設備 申請人： この申請地は農業振興地域農用地区域外です。申請地は、半径 500 m 以内に公共・公益施設である が立地しており、かつ町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。
	議 長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	本日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、糸田委員、井上雅夫委員、竹内委員、野口龍馬委員、林原委員、私、芝田局長、亀尾補佐の 10 名で現地調査を行いました。場所は 4 ページを見て下さい。 から に向かう道の の道路を挟んだ隣になります。イチジクを植えて畑として使っておられましたが、現在は、イチジクは枯れたりして全部無くなっています。パネルは、 から見て南側に向けて傾斜 20 度で設置されます。南側に があります。距離があります。8 ページに太陽が当たる状況が付いています。夏は背中の方から太陽が上がってきますので関係ありません。冬は大山の右側から上がってきますが、日が沈む時は角度的に山の方に向かってはね返るので の住宅にも影響ないと思います。また、現在はイチジクが植わっていた畝が通っていますが平らに整地してから設置されるそうです。堤の関係の水利権が発生してしまして地権者が管理されるそうです。草刈りも地権者がされるそうです。雨水は整地のみなので自然に浸透するようになります。問題は無いと思いました。
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
議 長	ご異議ございませんか。	

	一 同	はい。
	議 長	『議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：地上権 用途：雑種地 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業振興地域農用地区域外です。他の農地に非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p>
	議 長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。場所は、10 ページを見て頂くと申請地の下に道とありますが、その道を右に向かうと、左に向かうと になります。ここは何年も前から私が苦慮していた場所です。カズラが繁茂し木が生えて黄色判定に近い場所でした。本日見ましたら木も切られ田んぼの状態に復元されていました。もったいないと感じる場所です。側に さんの家があり、何度も伺い話をしましたが大丈夫との返事でした。、その上に家が点在していますが、そこの反射に関する承諾書も取っておられます。堤がかりの水利権者の承諾も得ておられます。申請地の下の道は工事車も入ることからきちんと整理がしてあります。その下の側溝も整理されていました。右側の水はどんと下になるので影響は無いと思います。雨水については上側の に側溝があり右側の水に落ちるようになっています。問題ないと考えました。
	議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	作野委員	もったいないくらいきれいにされていたとの報告がありました。誰がされたのですか。
	庄倉委員	地権者が依頼されて田に復元されました。
	作野委員	分かりました。
議 長	ご異議ございませんか。	
一 同	はい。	
	議 長	『議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第 3 号	議 長	『議案第 3 号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案

非農地証明書の交付について		者からの説明を求めます。
	局長	議案第3号 非農地証明書の交付について、下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第3号朗読及び説明（議案書4～6頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：宅地 申請人： 事由：昭和41年に農業用資材物置を新築、昭和55年に車庫を設置。また宅地・他の農地への進入路としても利用。</p> <p>番号2 土地に表示 合計 畑 38筆 m² 申請人： 昭和50年代前半に、造成され として利用されていたが、平成9年頃以前から手入れがなされていない。スギの目通り直径40cm以上を確認。</p>
	議長	番号2は大きな面積です。地元委員さんから何か補足されることはありませんか。
	井上雅夫委員	ありません。
	議長	私から説明させていただきます。4名のの方が を作られました。現在はツツジなどが荒れ放題で残っていて、どうしてもできない状態です。このままでは益々荒れ放題になってしまいます。植林などをして管理するとか、重機置場にするなどの別の用途に使えるようにしたいということで非農地証明の申請を出されました。 議案第3号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第3号 非農地証明書の交付について』は議決承認されました。
議案4号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第4号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	<p>平成29年 第3号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読（議案書5～17頁）】</p> <p>整理番号 112～117番 設定を受ける者： 4名 設定をする者： 8名</p>

		<p>設定をする土地： 10筆 18,070 m²</p> <p>[利用権設定（移転）関係]</p> <p>整理番号 1～21番</p> <p>利用権の移転を受ける者： 1名</p> <p>利用権の移転をする者： 19名</p> <p>設定をする土地： 57筆 計 80,314 m²</p> <p>12ページからは、私が担当してからは無かった案件です。利用権の移転について説明させていただきます。通常、利用権を途中で解約される場合は、合意解約を提出して頂き、新たに契約をされて農業委員会で審議します。この度は、 から への法人格の異動です。契約内容は変わらず、受け手の法人格が変わったという内容です。移転の手続きには地権者の同意を頂いています。移転開始日は が設立した平成30年4月1日になります。</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	整理番号112番から114番を除いて質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用集積計画の決定について112番から114番を除いて議決決定されました。112番から114番について質疑を受けます。
	田邊委員	12ページの さんは先日お亡くなりになりましたが、登記などどのようなになっていますか。
	局長補佐	この当時の契約内容を載せていますので、お亡くなりになられた後の登記については確認しておりません。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用集積計画の決定について、112番から114番について議決決定されました。
議案第5号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	(産業課 桑名課長補佐入室) 議案3号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	桑名 課長補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書16～17頁)】。 賃借料が空欄になっていますが、 円ですのご記入をお願いします。これは新規設定ではありません。現に機構より権利の設定を受けていた と から に付け替えるものです。
	議 長	このことにつきまして質疑を受けます。 事務局より補足説明をお願いします。

	桑名 課長補佐	既に と が、中間管理機構を通して賃貸借契約を結ばれていたものを合意解約されて、新たに に付け替えるという内容です。賃借料につきまして、こちらの農地を は で借りておられましたが、は となっておりまして。 円の違いが出てきています。 は、住所地の大字地内の田を借りる際は基本 円で統一したいということです。
	議 長	の賃借料はいくらでしたか。
	桑名 課長補佐	使用貸借でした。この農地は、 が特定作業受託で に頼まれていたという経緯があります。
	作野委員	この度、 、 から に移転され、地理的にもお互い有効であったと思います。設定する期間ですが、開始日は同じですが、終了日が違うのは何故ですか。
	桑名 課長補佐	今回付け替えということで、地権者さんと鳥取県農業農村担い手育成機構が契約された当初の期間の引き継ぎになります。新たに結び直すものではありませんので、ご理解ください。
	作野委員	分かりました。
	竹内委員	先ほど、作野委員より地理的にメリットがあり良かったというご発言がありましたが、今回の付け替えに至るには、場所的に使いやすい法人さんに移したという意図でよろしいでしょうか。
	桑名 課長補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条に、農業者の利用配分に係る調整という条文がございまして、利用しやすくするにはどうしたら良いかという会議を 2 月 6 日に開催しました。その会での話し合いの中で調整されて、今回の付け替えとなりました。
	竹内委員	分かりました。
	議 長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	議案 5 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』は議決承認されました。
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』朗読（議案書 18 頁）】
	議 長	質疑を受けます。 (質問・意見なし)
	議 長	無いようですので、『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』報告を終わります。
(2) 農地復元完了届について	議 長	『復元完了届について』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による復元完了届について』朗読及び説明（議案書 19 頁）】 本日午前中に行ないました現地調査で復元されていることを確認しました。
	議 長	質疑を受けます。 (質問・意見なし)
	議 長	無いようですので、『農地法第 5 条第 1 項の規定による復元完了届について』報告を終わります。
6 その他	議 長	『平成 30 年度視察研修について』説明願います。

平成 30 年度 視察研修につ いて	局長補佐	本日配っております1枚ものです。平成30年度視察研修ですが6月21日(木)に予定しております。視察先は松江市の農業委員会を予定しています。何故、松江市かといいますと、今年の3月20日に開催された鳥取県農業会議臨時総会の中で、松江市は、農地利用についてマニュアルを作っておられ、農業委委員と推進委員がセットになって農地パトロール等行うなどの先進的な取り組みをされているとの報告がございましたので、視察のお願いしましたところ了解を頂きました。詳細につきましては調整中ですので6月の総会までには報告させていただきます
	議 長	6月21日には全員の方の出席をお願いします。
その他	議 長	前回の総会で宿題としておりました農業法人について事務局より説明をお願いします。
	局長補佐	本日、カラーの資料をお配りしています。南部町内でも農事組合法人、株式会社、合同会社と様々な形態の農業法人があります。農業法人は、法人形態によって農業を営む法人の総称です。(資料1ページ農業法人形態図の説明)農地法2条の規定をクリアすると農地所有適格化法人になります。農地法2条の規定は、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つを満たすことになれば、農業を営むにあたり農地を売買することが可能となります。2ページは、農地所有適格化法人はどういった要件なのを書いてあります。農地の売買については農地法3条になります。法人より3条の申請が出た場合は先ほどの4つの要件を満たされていれば提案することができます。南部町でも法人が増えましたのでこれから申請が上がってくるかもしれません。3ページです。データが古いのですが、昭和45年からの法人の設立件数が付いています。4ページには、南部町には、株式会社、合同会社、農事組合法人がありますが、その違いを一覧にしてあります。(4ページ朗読)
	議 長	質疑等ございましたらお受けします。
		(質問・意見なし)
	議 長	南部町でも形態の違う農業法人があります。その違いを十分にご認識頂きますようお願い致します。
平成 30 年度 第 3 回農業員 会総会の日程 について	議 長	平成30年度第3回南部町農業委員会総会は、平成30年6月12日(火)に開催します。
8、閉 会	議 長	これにて平成30年度第2回南部町農業委員会総会を閉会します。

会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

署 名 委 員

署 名 委 員